

令和2年11月13日の官報に、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和2年3月5日厚生労働省告示第57号）」、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和2年3月5日厚生労働省告示第58号）」の各告示に対する原稿誤りの正誤が掲載されました。

当該官報正誤の内容について、既に発出されている「令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について（令和2年3月31日医療課事務連絡）」、「令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について（令和2年6月9日医療課事務連絡）」及び「令和2年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について（令和2年8月31日医療課事務連絡）」によって示されたもの以外については以下の通りです。

- 「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和2年3月5日厚生労働省告示第58号）」の「別表第五」の「三」中「及び」は「HIF-PH阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）及び」、同「別表第五の一の三」中「インターフェロン製剤」は「HIF-PH阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）、インターフェロン製剤」の誤り。